

実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給事業

【概要】

- 実践型地域雇用創造事業で開発された成果物のノウハウを活用し、創業又は事業拡大を行う事業者に対して厚生労働大臣の指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、国から指定金融機関に対して当該融資に係る利子補給を実施し、低利融資を可能とする。
- 利子補給は当該融資の1.0%を上限とする(利子補給の期間は最長5年間)。例えば、基準金利1.55%の場合に1.0%の利子補給を行うことにより、0.55%の利率で受けることができる。

厚生労働省
(都道府県労働局)



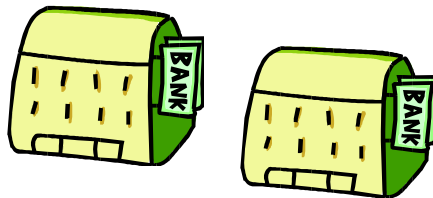
- ① 融資制度の活用を含む実践型地域雇用創造事業の構想書を提出。
- ② 第三者委員会の評価を経て、協議会と都道府県労働局が実践型地域雇用創造事業の契約を締結。
- ④ 金融機関の指定。融資に係る利子補給契約を締結。
- ⑦ 利子補給契約に基づく利子補給金の支払い。

地域雇用
創造協議会

※ 構成員は、市町村、経済団体、金融機関、外部有識者 等

- ③ 事業の実施。
事業で開発された成果物のノウハウを提供。

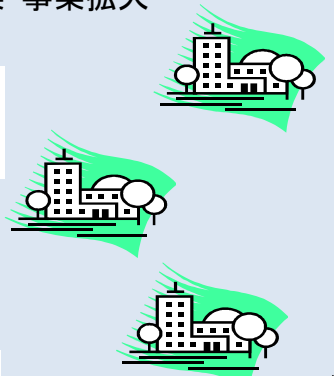
<指定金融機関>



- ※ 指定金融機関になるためには、協議会への参加が必要。
- ※ 融資額10億円の場合、1%(1000万円)分負担が軽減される。

地域の事業者

ノウハウを活用した
創業・事業拡大



⑤ 融資利率
例: 1.55% → 0.55%

⑥ 利払い
例: 1.55% → 0.55%

一定数以上の雇用増